

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 観光振興課

不利益処分の内容	横山郷土館の入館の制限等
根拠法令等及び条項	栃木市横山郷土館条例第9条
	根拠条項 栃木市横山郷土館条例第9条
	参考事項
設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市横山郷土館条例抜粋 (入館の禁止等)</p> <p>第9条 市長は、郷土館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を拒否し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。</p>